

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について
(ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、運行管理者・基礎講習につきまして、下記の機関における受講料の一部助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、「運行管理者・一般講習および特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の従業員に「2. 助成対象機関」において「運行管理者・基礎講習」を受講させた場合に限る。

2. 助成対象機関

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構（滋賀県を除く、近畿各支所）
- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- (3) 大阪香里自動車教習所
- (4) 大阪都島自動車学校
- (5) 梅田運輸倉庫株式会社
- (6) 大阪日野自動車株式会社

3. 助成額

1名あたり 4,450円(受講料の1/2) ※受講料は8,900円です。

4. 申請期間

- (1) ●独立行政法人自動車事故対策機構（滋賀県を除く、近畿各支所）
令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）

※書類必着、上記期間に受講し、大阪府トラック協会宛に助成申請したもの。

- (2) ●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター
●大阪香里自動車教習所 ●大阪都島自動車学校
●梅田運輸倉庫株式会社 ●大阪日野自動車株式会社

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

※上記期間中に基礎講習を受講したもの。

※予算枠に達した時点で締め切ります。(ホームページでご案内致します。)

(様式 1)



所属支部 _____ 支部 _____
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____ (印)
電話番号 _____
担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書

当社従業員が標記、「運行管理者・基礎講習」を受講し修了いたしましたので、
下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@ 4,450円 × _____ 名分)

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別（当座・普通） _____ 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

3. 受講者一覧（11名以上受講の場合は様式1-2も使用してください。）

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪 市)	令和 3年 4月 1日～ 4月 3日
1		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
2		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
3		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
4		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
5		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
6		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
7		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
8		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
9		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
10		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

必要書類 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① 暴力団排除の誓約書 (様式2)

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

② 基礎講習修了書 (写) ③ 領収証 (写) ※余白等に受講者名を記入ください。

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

5. 申請方法

(1) ●独立行政法人自動車事故対策機構の場合(滋賀県を除く、近畿各支所)

- ① 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書(様式1)
※10名以上受講の場合は、様式1-2も使用してください
- ② 暴力団排除の誓約書(様式2)
※令和3年度中に大ト協が行う他の助成事業に、すでにご提出の場合は不要です。(年度内一度のみ提出)
- ③ 基礎講習修了書(写) **※手帳の写しは不可。**
- ④ 領収証(写) **※余白等に受講者名をご記入ください**

- ・ **受講当日は、1名あたり受講料8,900円が必要となります。**
- ・ **受講後上記書類を「6.申請先」に郵送、またはご持参にて1名あたり4,450円の助成申請が必要となります。**

(2) ●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

- 大阪香里自動車教習所 ●大阪都島自動車学校
- 梅田運輸倉庫株式会社 ●大阪日野自動車株式会社

- ・ **上記各機関の場合、受講当日は、1名あたり受講料の1/2の金額(4,450円)で受講ができ、受講後の助成申請は不要となります。**

※受講の手続きにつきましては、各機関にお問合せ下さい。

6. 申請先 ※郵送可

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
一般社団法人 大阪府トラック協会 交通・環境部
TEL: 06-6965-4033

7. 注意事項

ご申請後、申請書控えについてのFAX等やお電話での照会は一切いたしかねます。**ご申請前に必ず各社で申請書類一式のコピーをとり、保管していただきますよう、よろしく願いいたします。**

8. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所(京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県)での受講についても助成対象といたします。**ただし、「1. 助成対象」に該当するものに限りです。**

9. 受講に関する問い合わせ先

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

TEL: (06) 6942-2804

(2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

TEL: (06) 6613-1800

(3) 大阪香里自動車教習所 TEL: (072) 831-0668

(4) 大阪都島自動車学校 TEL: (06) 6922-1200

(5) 梅田運輸倉庫株式会社 TEL: (06) 6458-3012

(6) 大阪日野自動車株式会社 TEL: (06) 6474-1856



(様式 1 - 2)

受講者一覧 (様式 1 の続き)

※ 1 1名以上受講の場合は、こちらに記載してください

No.	受講者名	所属営業所名 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
11		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
12		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
13		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
14		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
15		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
16		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
17		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
18		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
19		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
20		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
21		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
22		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
23		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
24		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
25		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
26		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
27		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
28		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
29		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
30		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

(様式 2)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

印

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者